

阿智村宿泊税に関する調査検討委員会報告書（案）概要版 (パブリックコメント後)

人口減少により地域経済の縮小が懸念されるなか、阿智村の住民だけの経済活動には限界がある。持続可能な村づくりの実現のためには、村外から来てくれた人たちが払ったお金という意味での外貨獲得策である観光振興が不可欠である。

今後、阿智村の観光振興に向けて財源が必要となるが、人口減少により予算の規模は縮小が見込まれ、観光振興財源の確保には限界がある。

「観光振興に関わる受入環境整備は来街者に一定の負担をお願いする」という受益者負担の観点から、本調査検討委員会では新たな観光振興財源としては「宿泊税」が適していると考える。

財源の検討

分担金、負担金、使用料、手数料とも明確な受益と負担の対応関係が必要であるが、観光振興においてはその形態が様々で関連付けが容易ではない。また、寄附金は安定的な財源確保の手段としては困難である。他の自治体の事例を検討したが、阿智村では規模が小さく、また現実的ではないこともある。

阿智村は歳入の約5割を国から配分される地方交付税に依存しているが、法定外税は、税収が増えても地方交付税は減らないため、新たな財源としてふさわしい。

旅館・ホテル等宿泊事業者以外にも飲食店、土産物店、コンビニ、スキー場やロープウェーなど、すべての観光施設から財源を確保するための手法も検討すべきであるが、課税対象や納税義務者の特定など技術的に困難である。

総合的に判断し、南信州で最大規模の宿泊施設を有する阿智村では法定外目的税である「宿泊税」が適当だと考えられる。

観光振興財源の使途

① 地域や住民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	
施策例	住民も憩える場所づくりや防災施設等まちの基盤整備 駐車場の整備など交通混雑の緩和 誘客プロモーション 地域DMOの経営 宿泊助成の拡充 イベント等の充実 観光人材の確保・育成
② 来街者の受入環境の整備	
施策例	村内外への来街者の回遊性向上のための取組み リニア中央新幹線利用者などの利便性の向上・二次交通対策 宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援

	星神温泉中心部の再整備 温泉の保護
③ 観光資源の磨き上げ	
施策例	「日本一の星空」「日本一の花桃」など観光資源のさらなる磨き上げ 新たな観光コンテンツの開発 美しい景観や道路など観光地の維持・整備

関係者の意見を聞きながら検討し、宿泊者や宿泊事業者に納得してもらえるよう、使途を明確にしたうえで、検証することが必要と考える。

課税要件等のまとめ

課税客体	阿智村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
課税標準	上記施設への宿泊者数
納稅義務者	上記施設への宿泊者
徵収方法	特別徵収 特別徵収義務者が宿泊者から徵収し、納入する
特別徵収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徵収について便宜を有すると認める者
税率（税額）	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満 200円 2万円以上 500円
免税点	なし
課税免除	なし
課税期間	条例施行後3年 その後5年ごと

宿泊税は、阿智村に宿泊する観光客から徵収するため、本来は全額阿智村の歳入とすべきものである。ただし、長野県が導入する場合、二重課税による宿泊者及び宿泊事業者への負担を考慮し、福岡県と福岡市の事例と同様となるよう、長野県と協議する事が望ましい。

入湯税

星神温泉がある阿智村では、多くの宿泊施設で入湯税が課税されている。宿泊税の導入により新たな負担が生じるため、制度について検討する必要があると考える。

阿智村では宿泊及び日帰り150円であるが、長野県内の他自治体では宿泊150円、日帰り50円等区分を設けているところもある。

宿泊税導入に伴う納稅者の二重の負担について軽減を図るために、減額することが適当であり、また、特別徵収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、宿泊及び日帰り共に同額とすることが望ましいと考える。